

3多子字第1005号
令和3年8月27日

市内 認可保育所
小規模保育所
家庭的保育事業所
事業所内保育事業所
認定こども園
認証保育所
一時・定期利用保育
病児・病後児保育

ご利用の皆様へ

多摩市長 阿部 裕行
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する多摩市内保育所等の対応について（登園自粛のお願い）

日頃より、本市の子育て支援施策にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

この度、緊急事態宣言が再延長され、本市においても新型コロナウイルス新規感染者が急増しており、大変深刻な状況となっております。現在、市内の各保育施設では、感染症対策を徹底した上で、原則開所として保育の実施を行ってきましたが、市内で感染拡大している状況を踏まえ、職場との調整により休暇・休業ができる場合等、家庭での保育が可能なご家庭に対して、保育所等の登園の自粛をお願いすることといたしました。

ワクチンを打つことができず、マスクによる予防が困難な乳幼児が生活する保育施設における新型コロナウイルス感染拡大防止という趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

また、在宅勤務等により通勤時間が削減され、送迎時間が調整できる家庭については、密になる時間帯を避ける等引き続きご協力ください。

今後の状況により、保護者の皆様にさらなるご協力をお願いする事も想定されますが、重ねてご理解・ご協力の程よろしく願いいたします。

記

1 登園自粛要請期間

令和3年9月1日（水）～9月17日（金）

※自粛期間中も、児童・同居家族が濃厚接触者に特定された場合やPCR検査を受診することになった場合は、必ず在籍施設にご連絡をお願いいたします。

※きょうだい含め、同居者に発熱・呼吸器症状等がある場合、集団保育の観点から原則、家庭での保育をお願いいたします。

- 2 保育園等に2ヶ月登園しなかった場合に退所となる取扱いの特例について
 - (1) 令和3年9月中は算定に含めないこととします。
 - (2) 2ヶ月登園しなかった場合の提出書類は特にありません。

【認可保育所等をご利用している皆様の各種取扱いについて】

- 1 利用者負担額（保育料）の取扱いについて（0～2歳児クラス）

登園自粛要請期間中の保育料は、保育園等を欠席した日数に応じて日割り計算を行います。9月1日から9月17日までを対象とします。詳細は、自粛要請期間終了後に別途ご案内いたします。

※3～5歳児クラスについては利用者負担額が無償化により0円、給食費は欠席した日数に応じて日割り計算となります。詳細は施設よりお知らせいたします。
- 2 9月入所が決定している家庭で下記の状態が当てはまる場合は子育て支援課までご相談ください。
 - ・育児休業中で、自粛等により復職ができない場合
 - ・就労内定要件で、自粛等により就労開始ができない場合
 - ・求職要件で、自粛等により求職活動ができない場合

【認証保育所をご利用している皆様の各種取扱いについて】

- 1 保育料について
 - (1) 現在、市から出ている保護者の皆様への保育料補助及び多子世帯負担軽減補助並びに子育てのための施設等利用給付（無償化による給付 新2・3号認定）は、登園された日数によらず返還は求めません。
 - (2) 市の登園自粛要請により保育所等を欠席した日数に応じた保育料の減額対応については自粛要請期間終了後に施設を通じてご案内いたします。
- 2 以下の要件で認定されている家庭で下記の状態が当てはまる場合は、子育て支援課までご相談ください。
 - ・就労内定要件で、自粛等により就労開始ができない場合
 - ・求職要件で、自粛等により求職活動ができない場合

【定期利用保育をご利用する皆様の各種取り扱いについて】

1 利用料について

- (1) (新3号認定を受けている場合) 現在市から出ている保護者様への子育てのための施設等利用給付(無償化による給付)は、登園された日数によらず返還は求めません。
- (2) 市の登園自粛要請により保育所等を欠席した日数に応じた保育料の減額対応については自粛要請期間終了後に施設を通じてご案内いたします。

2 以下の要件で認定されている家庭で下記の状態が当てはまる場合は、子育て支援課までご相談ください。

- ・就労内定要件で、自粛等により就労開始ができない場合
- ・求職要件で、自粛等により求職活動ができない場合

問い合わせ

多摩市子ども青少年部子育て支援課
計画推進・保育担当

電話：042-338-6850